

公益社団法人 福岡県造園協会 定款

平成25年8月8日 制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福岡県造園協会（以下「当協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当協会の主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当協会は、県民の生活環境に潤いや安らぎを感じて頂くため、環境緑化に係る造園技術の向上と普及を促進し、安全、安心の社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 普及啓発事業
 - (2) 環境緑化事業
 - (3) 森林づくり事業
 - (4) 研究指導事業の実施
 - (5) 緑化関係事業等に関する受託
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の収益事業を行う。
- (1) 公益事業等に係る環境緑化に関する収益事業
- 3 前2項に規定する事業については、福岡県内において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当協会の構成員は、次の三種とする。

- (1) 正会員・・・当協会の目的に賛同して、入会した個人又は団体

(2) 名誉会員・・・本会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者

(3) 賛助会員・・・当協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員、名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(資格取得)

第6条 当協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(経費の負担)

第7条 当協会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

(1) この定款、その他の規則に違反したとき。

(2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時には、資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年間履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意した時。

(3) 当該会員が死亡又は、解散した時。

(拋出金品の不返還)

第11条 既納の金品は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 役員

(役員及び監査人の設置)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- 1 理事 5名以上 13名以内
- 2 理事のうち1名を理事長と称し、理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする
- 3 業務執行理事は、副理事長2名と専務理事1名とする。
- 4 監事 2名以内

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は正会員（法人にあつては、その代表者又は、委任された者）及び名誉会員のうちから、社員総会において選任する。

ただし、監事2名のうちの1名は、正会員及び特別会員以外から選定する。

- 2 理事長・副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表してその職務を執行し、副理事長及び専務理事は、理事会において、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、理事会の決定に基づき理事長から委嘱された業務を管理執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員及び監査人の任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第12条に定める定数に満たないときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によりいつでも解任することが出来る。

(役員報酬・費用弁償等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事・監事に対しては、報酬等として支給する事ができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決で定める。

第5章 顧問及び相談役

第19条 当協会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者のうちから理事会の推薦により社員総会において選任する。

3 顧問及び相談役は、重要事項について理事長の諮問に応ずる。

4 顧問及び相談役は、社員総会及び理事会に出席して意見を述べる事ができる。

5 顧問の定数は3名以内とし、相談役の定数は2名以内とする。

6 顧問及び相談役は無報酬とする。

第6章 社員総会

(種別及び開催)

第20条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1回7月に(毎事業年度終了後3カ月以内)開催するほか、臨時社員総会は必

要がある場合に開催する。

(構成)

第21条 社員総会は、すべての社員を持って構成する。

(権限)

第22条 社員総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表・損益計算書及び附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員すべての同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、理事長は社員総会の日1週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第25条 社員総会における議決権は、正会員・名誉会員1名につき1個とする。

(決議)

第26条 社員総会の決議は、総社員の過半数以上の社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の議決権の3分の2以上

もって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面表決等)

第27条 社員総会に出席できない正会員もしくは名誉会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員又は、名誉会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 理事会

(構成)

第29条 当協会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長・副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けた場合又は、理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当協会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当協会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間、備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査をうけ、かつ、第3号から第6号までの書類について、理事会の承認を経て、社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の

閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 理事長は、公益社団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議により変更することが出来る。

(解散)

第39条 当協会は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 当協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は、合併により、法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人の場合は除く。)には、社員総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 当協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 当協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告が出来ない場合は、官報に掲示する方法による。

第11章 委員会

(委員会)

第43条 代表理事の諮問に応じ、又は当協会の事業に必要な調査研究を行うため、本会に委員会を置くことができる。

第12章 雑 則

(事務局)

第44条 当協会の事務を処理するため、当協会に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の同意を得て別に定める。

(委 任)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 当協会の最初の代表理事は、北川 博良 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日を事業年度の開始日とする。
- 4 変更後の定款は令和元年7月25日から施行する。